

## ブルネイの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

ブルネイ・ダルサラーム国（マレー語では「Negara Brunei Darussalam」。「平安の地ブルネイ」を意味する。以下「ブルネイ」という）は、カリマンタン島（ボルネオ島）北部にあり、南シナ海に面した君主制国家である。

現在のブルネイの地域は、古くから交易の中心地となっていた。14世紀末、イスラム教に改宗した王が初代スルタンとなった。1888年に英国との間で保護協定を締結し、1906年には英国の保護国となった。第2次世界大戦中は日本に占領されたが、終戦後の1959年に、英国と協定を締結し、憲法を制定するとともに、限定的な自治権を回復した。1962年には、議会選挙で多数派となったブルネイ人民党を中心とする反乱が勃発したが、非常事態宣言が発令され、鎮圧された（その後も、非常事態宣言は2年ごとに更新され、現在に至っている）。1984年に、英国からの完全な独立を果たし、独立国として国連に加盟した<sup>2</sup>。

ブルネイの気候は、高温多湿の熱帯雨林気候に属する。国土の面積は約5,765平方キロメートルで、日本の三重県とほぼ同じである。首都はバンドル・スリ・ブガワン（Bandar Seri Begawan）、通貨はブルネイ・ドルである。

ブルネイは、「マレー主義」、「イスラム教」、「王政擁護」の3つを国是としている。

ブルネイの人口は約44万人であり、マレー系が約66%、中国系が約10%等となっている。マレー系が圧倒的多数を占めており、マレー人の優遇政策が採られている<sup>3</sup>。

公用語はマレー語である。マレー語を表記する文字として、ラテン文字とジャウィ文字（マレー語を表記するために、アラビア文字を改変して作られた文字）が使用されている。実際には英語も広く使われており、また、中国系住民の間では中国語も用いられている。

宗教については、ブルネイ国民の約80%がイスラム教を信仰しており、イスラム教は国教となっているが、他の宗教の信仰が禁止されているわけではなく、仏教（約8%）やキリスト教（約3%）を信仰する国民もいる。

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるブルネイの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）238～239頁等を参照した。

<sup>3</sup> 例えば、ブルネイ軍は志願兵制を採用しているが、マレー人のみが軍人になることができる。

ブルネイは、王政擁護を国是としており、世襲の国王が国家の全権を掌握している。

ブルネイは、原油及び天然ガスを多く産出しており、国民生活は豊かである。1人あたり国民総所得は約32,230ドルであり、シンガポールよりは低い<sup>4</sup>が、それでも東南アジア有数の高所得国となっている<sup>4</sup>。近時は、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため、経済の多角化が図られている（例えば、イスラム教徒が摂取することができるハラール食品の研究開発・加工・物流等を扱う工業団地を、首都近郊に設置する等）。

ブルネイは、ASEAN、イギリス連邦、イスラム協力機構、TPP11、RCEP等の加盟国でもある。

ブルネイは、長く英国の植民地であったことから、英国法の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。とくに1951年の「法律適用法」(Application of Laws Enactment)により、当時の英国法が、ブルネイの状況と慣行に従うことを条件として、ブルネイにも導入された。また、「マラヤ法準用法」(Malayan Law Adoption Enactment)により、旧英領マラヤの契約法、証拠法、及び民事訴訟法がブルネイに導入された<sup>5</sup>。ブルネイの成文法としては、憲法のほか、法律、命令、下位規則等がある。ブルネイの主な193の法律は、「ブルネイ国法」として、リング・バインダー形式の書物に体系化されている。英国、マレーシア、シンガポール及びインドの裁判所の判決は、ブルネイの裁判所に対し拘束力を有しないものの、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。また、イスラム教徒に対しては、多くの分野において、イスラム法(シャリア法)が優先的に適用される。

日本は、ブルネイにとっての最大の輸出相手国である。主な貿易品目は、原油及び天然ガスである。日本とブルネイの間では、「日・ブルネイ経済連携協定(EPA)」、「日・ブルネイ租税協定」等が締結されてきた。原油及び天然ガスという天然資源を有するブルネイは、今後も、急速な発展を続ける東南アジア諸国の中でも日本企業にとってとくに重要な国であり続けるであろう。日本企業のブルネイ進出やブルネイ企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がブルネイにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ブルネイの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、ブルネイの知的財産法制度の概要を紹介することとした<sup>6</sup>。

## II 知的財産法全般

<sup>4</sup> ブルネイ国民は、教育費、医療費は無料である。消費税、個人に対する所得税・住民税は無い。

<sup>5</sup> 安田信之著『東南アジア法』(日本評論社、2000年)217頁。

<sup>6</sup> 本稿の執筆にあたっては、①『ブルネイ・ダルサラーム』(日本貿易振興機構、2013年)、②『ブルネイ下位法令調査』(日本貿易振興機構バンコク事務所、2015年)等を参照した。

ブルネイの知的財産法制度としては、特許令、工業意匠令、商標法、著作権令、回路配置令、植物品種保護令等がある<sup>7</sup>。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により解決すべき問題であると一般に考えられている。

ブルネイの知的財産法制度の中心的機関である「ブルネイ知的財産庁」(Brunei Intellectual Property Office。略称は「BruIPO」)<sup>8</sup>は、特許、意匠、商標等の出願、審査、登録等を行う政府機関である。ブルネイ知的財産庁の内部には、国際課、知的財産登録課、相談・広報課、IT技術課がある<sup>9</sup>。

ブルネイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約等である。他方、特許法条約 (PLT)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法条約 (TLT) には加盟していない。

### III 特許

#### 1 概要

ブルネイの特許制度<sup>10</sup>は、以前は、「確認特許制度」が採用されていた。当該制度の下では、英国<sup>11</sup>、シンガポール、マレーシアで登録された特許発明に基づき、ブルネイで確認申請を行うことにより、ブルネイにおける特許登録が行われることとされていた。しかし、2012年1月1日に施行された特許令<sup>12</sup>により、新しい特許制度である「修正実体審査制度」が導入された。この新しい制度の下では、方式審査はブルネイ当局が行うが、実体審査はデンマーク、ハンガリー、オーストリア等の知的財産庁に外注される<sup>13</sup>。

<sup>7</sup> これらの法令の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

<sup>7</sup> <http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/legislation.aspx>

<sup>8</sup> <http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx>

<sup>9</sup> <http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/About-Us.aspx>

<sup>10</sup> なお、ブルネイには、実用新案制度は存しない。

<sup>11</sup> 欧州特許 (EP) 出願の英国指定を含む。

<sup>12</sup> 本稿における特許令・特許規則の和訳は、原則として、下記リンク先に掲載されたものに従った。

<sup>12</sup> <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/16692/>

<sup>13</sup> 『ASEAN における知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告』(日本貿易振興機構

ブルネイの特許令によると、特許権の対象たる「発明」とは、あらゆる技術分野における何らかの新規かつ有用な製品又は方法であって、新規かつ有用なそれらの改良を含む。発明に特許が付与されるためには、不特許事由（法律や道徳に反する発明であること等）に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。

新規性とは、技術水準の一部を構成するものであってはならないことである。ブルネイ国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。新規性喪失の例外としては、一定の要件を満たす博覧会で発明が発表されてから12か月以内に出願をした場合等がある。

進歩性とは、当該技術の熟練者にとって自明でないことである。

産業上利用可能性とは、農業を含む全ての種類の産業において発明を実施若しくは使用することが可能であることである。但し、外科手術若しくは治療による人体若しくは動物の体の処置方法、又は人体若しくは動物の体について実施される診断方法の発明は、産業上利用性があるとはみなされない。

特許を受ける権利は、原則として、発明者に帰属する。従業者がなした発明が、①その通常の業務、若しくは通常の業務範囲外であるが特に割り当てられた業務の過程でなされた場合であって、これらの業務から当該発明がなされることが合理的に予測できる場合、又は、②その業務の過程においてなされ、発明時において当該業務の性質や当該業務の性質から生じる責任のために使用者の利益を促進する特別な義務を負っている場合、当該発明に係る権利は使用者に帰属する。なお、ブルネイ特許法には発明者への報奨についての規定はなく、報奨を支払うという実務運用も行われていない<sup>14</sup>。

## 2 出願

ブルネイでは、先願主義が採用されている。

ブルネイ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

ブルネイ知的財産庁と日本特許庁の間では、2017年10月1日より「PPHプラス」が開始されている。これにより、出願人は、日本出願特許を基礎として日本特許庁から受けた特許査定通知をブルネイ知的財産庁に提出することにより、ブルネイで早期に特許権を取得することができる。「PPHプラス」では、日本特許庁が日本とブルネイでそれぞれ出願された特許クレームの対比を行った上で、双方が十分に対応しているといえるかを審査する点

---

バンコク事務所、2014年）12頁。

<sup>14</sup> 『ASEAN各国における職務発明制度等に関する調査』（日本貿易振興機構バンコク事務所、2013年）2頁。

が特徴的である。

### 3 審査

方式要件を満たしている出願について、新規性、有用性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。前述したとおり、実体審査はデンマーク、ハンガリー、オーストリア等の知的財産庁に外注されている。

特許要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、意見書を提出する等して応答しなければならない。そのため、出願人が拒絶理由通知に対し応答せずにいると、当該出願は拒絶されることになる。

### 4 特許付与

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、出願は認容される。認容された出願は、ジャーナルで公告され、特許証が交付される。

特許の存続期間は、出願日（又は優先日）から20年である。なお、①特許付与に際して登録官による不当な遅延があった場合、②医薬品特許の販売許可取得が不当に遅延した場合、存続期間の延長を登録官に申請することができる。

### 5 侵害

特許権侵害行為とは、特許権者の許諾なく、①発明が製品である場合、当該製品の製造、販売、販売の申し出、使用若しくは輸入を行うか、販売その他の目的で当該製品を保管すること、②発明が方法である場合、当該方法を使用することが特許権侵害に相当することを知りながら、又は合理的な人間にとって前記使用が侵害に相当することが自明な状況において、ブルネイ国内で当該方法を使用し、又は使用のために提供すること、及び③発明が製造方法である場合、当該方法により直接に得られた製品の販売、販売の申し出、使用若しくは輸入を行うか、販売その他の目的で当該製品を保管することである<sup>15</sup>。

特許権者は、特許権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。提訴は、侵害時から6年以内に行わなければならない。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令、不当利得の返還、特許有効宣言、特許侵害品の破壊・引渡命令等の救済を与えることができる。

## IV 意匠

### 1 概要

<sup>15</sup> <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/11200/>

ブルネイの意匠制度は、意匠令及び意匠規則により形作られている<sup>16</sup>。

意匠令によると、意匠とは、産業工程によって物品に適用される形状、形態、模様又は装飾の特徴であって、完成された物品において視覚に訴え視覚によって判断される特徴をいう。但し、①建造の方法若しくは原理、又は②物品の形状若しくは形態であって、(i)その物品が果たすべき機能によってのみ決まるもの、若しくは(ii)その物品が不可分の一部を構成することを創作者によって意図された他の物品の外観に依存するものは含まない。

部分意匠制度、組物意匠制度、秘密意匠制度が認められている。

意匠登録の要件としては、「新規性」及び「重要性」等が挙げられる。

新規性については、ブルネイ国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。

重要性とは、物品の外観の審美的考慮が重要であることである。

また、意匠の公開又は使用は、公序良俗に反するものであってはならない。

意匠を受ける権利は、その創作者に帰属する。ブルネイの意匠令には、職務創作制度に関する規定はない<sup>17</sup>。

## 2 出願・審査

ブルネイ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

ブルネイが意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟したことにより、ブルネイにおける外国企業の意匠登録が容易となった。

意匠登録出願は、方式要件の有無についてのみ審査が行われ、方式要件を満たしていれば公告される。実体審査は行われない。

## 3 登録

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、当該意匠出願は登録される。登録されると、意匠権者には登録証が発行される。

意匠権の存続期間は、出願日（又は優先日）から5年であるが、申請により、さらに5年の延長が2回まで可能とされている（即ち、最長で合計15年となる）。意匠登録の更新手続は、存続期間満了前の6か月以内に行わなければならない。

何人も、意匠の無効を裁判所に提訴して請求することができる。

---

<sup>16</sup> 本稿における意匠令・意匠規則の和訳は、原則として、下記リンク先に掲載されたものに従った。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/16815/>

<sup>17</sup> 『ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査』（日本貿易振興機構バンコク事務所、2013年）2～3頁。

#### 4 侵害

意匠権者は、意匠権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令、不当利得の返還、侵害品の引渡・処分命令等の救済を与えることができる。

### V 商標

#### 1 概要

ブルネイの商標法<sup>18</sup>は、2000年5月1日に施行されたものであるが、数回の改正を経て現在に至っている。とくに重要な改正は、2017年1月26日に施行された改正（以下「2017年改正」という）である。

「商標」の定義について、従前の商標法では、「ある企業の商品又はサービスを他社のそれと区別して特徴的に表すグラフィックとして表現でき、すべての視覚的に識別できる標識」を意味し、とくに、語（個人の名称を含む）、図案、文字、数字、商品又はその包装の形状から構成されると規定されていた。しかし、2017年改正により、上記定義から、「視覚的に」という要件が削除された。これにより、香り、音についても、商標の対象として認められることとなった。ブルネイでは、立体商標、証明商標、団体商標も認められている。

ブルネイでは、マレー語及び英語のほか、他の言語の商標であっても、登録を受けることができる。但し、英語以外の言語による商標の登録出願にあたっては、英訳（翻訳証明付き）を提出しなければならない。外国語の登録商標は、英訳された意味内容を表す文字商標として取り扱われる<sup>19</sup>。

#### 2 出願

ブルネイでは、先願主義が採用されている。

ブルネイ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

ブルネイは、一出願多区分制及びコンセント制度を採用している。

連続商標（複数の商標の本質的部分が相互に類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違しているもの）である場合、複数の商標を一出願

---

<sup>18</sup> 本稿における商標法・商標規則の和訳は、原則として、下記リンク先に掲載されたものに従った。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/16818/>

<sup>19</sup> 『ASEAN 各国における商標の言語に関する調査』（日本貿易振興機構バンコク事務所、2013年）2頁。

とすることができる<sup>20</sup>。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無いが、使用する誠実な意図を有していることが必要である。

なお、ブルネイは、2017年に「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」(マドリッド・プロトコル)に加盟したため、2017年1月26日以降、マドプロ出願によりブルネイでの商標登録を受けることができることとなった。

### 3 審査

全ての商標出願について、方式審査及び実体審査が行われる。

実体審査にあつては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①「商標」の定義に反すること、②識別力を欠いていること、③種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期その他、商品又はサービスの特徴を表すために取引上役立つことができる標識・指示からなること、④商慣習上、常用される標章のみからなること、⑤商品自体の性質に由来する形状、技術的成果を得るのに必要な商品形状、又は商品に実質的価値を与える形状のみからなること、⑥公の政策又は一般に容認されている道徳原理に反すること、⑦一般公衆を欺瞞するような性質のものであること、⑧商標がブルネイの法律において使用が禁止されていること、⑨商標がブルネイの王室若しくは国家の紋章等を含むこと、⑩商標出願が悪意によるものであることである。

また、相対的不登録事由としては、①同一の商品又は役務に関して、他人の登録商標と同一の商標であること、②同一又は類似の商品又は役務に関して、他人の登録商標と同一又は類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること、③ブルネイにおける他人の周知商標と同一又は混同を生じるほど類似する商標について、その周知商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するおそれがあること等がある。

審査官が審査を行った後、登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。出願人は、通知日から2か月以内に応答、意見書・補正書の提出、ヒアリングの請求等を行わなければならない、その結果、拒絶理由を解消することができなかつた場合、当該商標出願は拒絶される。

### 4 登録

審査官が、登録要件を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から3か月の間に、何人からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに

<sup>20</sup> 金森晃宏著「ブルネイにおける商標登録出願制度概要」2頁。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2019/04/bec54189f0bd22d5a565321b504dff22.pdf>

理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、登録日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。商標登録の更新手続は、存続期間満了前の 6 か月以内に行わなければならない。

何人も、商標登録後 5 年以内に、知的財産庁又は裁判所に、商標登録の無効を請求することができる。無効事由としては、①商標が悪意で登録されたこと、②絶対的登録拒絶理由に反して商標が登録されたこと、③相対的登録拒絶理由に反して商標が登録されたこと等がある。

正当な理由なく登録商標が 5 年以上使用されていないときは、当該登録商標は取り消される可能性がある。商標の使用には、輸出のみを目的として、ブルネイにおいて商品又は包装に当該商標を貼り付けることを含む。

商標権は、事業譲渡とは関係なく、自由に譲渡することができる。

## 5 侵害

商標権者は、商標権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。提訴は、侵害時から 6 年以内に行わなければならない。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令、不当利得の返還、侵害品の引渡命令等の救済を与えることができる。

ブルネイにおける周知商標については、パリ条約に基づき、周知商標は、第三者による登録が防止され、保護され得る。

## VI 著作権

### 1 概要

ブルネイの 1999 年著作権令は、英国の 1988 年著作権法を母法として制定されたものである。

ブルネイはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はブルネイでも保護される。

### 2 著作物

著作物の種類にはさまざまなものがあるが、大きく分けて、①創作性を有する文芸著作物（コンピュータ・プログラムを含む）、演劇著作物、音楽著作物及び美術著作物、②音声、映画、放送、有線放送の著作物、③出版物の印刷上の装丁・装本がある。

### 3 著作権

著作権による保護は、独創的な創造物である限り、文学、科学、芸術の領域におけるあらゆる生産物が、その表現方法や形態にかかわらず、含まれる。独創的な創造物といえるためには、アイデアが新しいものである必要はないが、文学的又は芸術的な形式が独創的であることが必要である。また、著作権による保護は「表現」のみに及ぶものであり、通常は、アイデア、手順、操作方法、数学的概念等には及ばない。タイトル、スローガン、ロゴは、十分な独創性が認められれば、著作権保護の対象となる可能性がある。

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なり、複製権、著作物の公の実演、放送その他の通信をする権利、著作物を翻訳・翻案する権利等がある。

また、著作者人格権も保護される。

文学、演劇、音楽又は美術の著作物は、創作された時から、著作者が死亡した年の年末から50年間の期間が経過するまでが、著作権の保護期間となる。但し、複数の著作者が制作した共同著作物の場合、著作権の保護期間は、最後まで生存していた著作者が死亡した年の年末から50年間の期間が経過するまで存続する。コンピュータで創作された著作物は、創作された時から、創作された年の年末から50年間の期間が経過するまでが、著作権の保護期間となる。録音物及び映画の著作物は、創作された時から、「創作された年の年末から50年間の期間が経過する日」と「公表された年の年末から50年間の期間が経過する日」の遅い方までが、著作権の保護期間となる。

### 4 無方式主義及び著作権登録

ブルネイでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

ブルネイでは、任意の著作権登録の制度は存しない。したがって、著作権を有する者としては、将来の著作権侵害紛争に備えて、何らかの形で、自己が著作権を有することの証拠を確保しておくことが肝要である。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、ブルネイでは、これは著作権保護の要件ではない。

### 5 侵害

著作権の侵害があった場合、著作権者は、差止命令、損害賠償、不当利得の返還、侵害品の引渡命令等の民事的救済を受ける権利を有する。但し、被告が著作権侵害を知らなかったことを証明できた場合、著作権者は、差止命令のほか、侵害品の販売によって被告が得た利益の全部又は一部に対する判決のみを受けられることができる。

## Ⅶ 営業秘密

ブルネイには、営業秘密の侵害について規定した制定法はない。しかし、ブルネイにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、契約法等の法令、秘密保持契約等の契約、判例法に基づく営業秘密保護が認められる可能性がある。例えば、実務上、雇用契約には、退職者は、退職後数年間、雇用主の営業秘密を保護する義務が規定されることが多い。但し、ブルネイでは、営業秘密侵害に関する紛争事案はほとんど発生していない。

一般に、コモン・ロー諸国では、「営業秘密」(Trade Secret)は、以下の3つの要件を満たす必要があるといわれている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである<sup>21</sup>。

営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。営業秘密侵害は、犯罪とはされていない。

## Ⅷ 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(Passing Off)とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(Good Will)と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。ブルネイにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が認められると考えられている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、ブルネイで商標登録をしていなくても、ブルネイにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。

一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を

<sup>21</sup> <https://lawhelpbd.com/intellectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあることであると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、ブルネイにおける詐称通用が問題となった判例は、これまでほとんど存在しない。

## Ⅹ エンフォースメント

### 1 総説

ブルネイにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

しかし、ブルネイでは、上記のいずれの救済手段も、利用件数は極めて少ないのが現状である。

### 2 税関での水際取締り

模倣品は、中国等からブルネイに流入することが多い。そこで、ブルネイ税関による水際取締り（輸出入差止措置）の制度が重要となる。

商標権者及び著作権者は、ブルネイ税関に対し、被疑侵害品の輸入差止申請をすることができる。申請後、税関は、申請書類が受理すべきものと認めたときは、被疑侵害品の一時輸入差止の指示を行う。税関で被疑侵害品が発見された場合、一時輸入差止が行われ、輸出入者及び申請者に通知される。権利者は、通知を受理した後 10 日以内に、裁判所に侵害訴訟を提起しなければならない（そうしなければ、一時輸入差止は解除される）。裁判所が侵害を認定する判決を下すと、侵害品は裁判所の命令により没収される<sup>22</sup>。

なお、ブルネイ税関に知的財産権を登録しておく制度は存しない。

ブルネイ税関による水際取締りにかかわらず、ブルネイの周囲はマレーシアと陸続きになっており、外国との権利侵害品の流通を完全に防止することは困難である。

### 3 刑事的手段（刑事訴訟）

商標権侵害及び著作権侵害を行った者に対しては、刑事訴訟により刑事責任を追及し、拘禁、罰金、侵害品の没収等の刑罰を科すことができる。商標権侵害で最も重い罪の場合、5

<sup>22</sup> 『模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書』（日本国際知的財産保護協会、2017年）394頁。

年以下の拘禁、10万ブルネイ・ドルの罰金のいずれか又は両方が科される可能性がある。著作権侵害で最も重い罪の場合、20年以下の拘禁、著作権侵害物ごとに4万ブルネイ・ドルの罰金のいずれか又は両方が科される可能性がある。

刑事的手段の場合、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はないため、費用対効果に優れているというメリットがある。

しかし、ブルネイでは警察の強制捜査の権限に限界があるため、商標権侵害及び著作権侵害の事案において刑事的手段はほとんど利用されておらず、刑事的手段の効果・抑止力は大きくはない。

#### 4 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。刑事処罰の場合、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

ブルネイの知的財産権侵害訴訟に関係する裁判所としては、最高裁判所（この中に高等法院と控訴院がある）、中等裁判所及び治安判事裁判所があるが、知的財産専門裁判所は存しない。

ブルネイの民事訴訟制度は、英国の民事訴訟制度に基づいて形成されている。ブルネイにおける民事訴訟手続は、原則として、召喚状の送付、訴答手続、質問書の送付、証言録取書の交換、口頭弁論、判決という流れとなる。ブルネイの訴訟は、三審制が採られている。陪審制は、採用されていない。

ブルネイでの訴訟において使用される言語は、原則として、英語である。上訴裁判所の判事3名は、非常勤の英国人である。

民事訴訟を提起する場合、仮差止命令、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。仮差止命令は、緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令である。また、アントン・ピラー命令は、被告に対して事前通知せず一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes*（1976）が先例となっており、多くのコモン・ロー諸国で利用されている。

ブルネイの裁判所の判決は、多くのコモン・ロー諸国において、執行可能である。しかし、ブルネイでは、知的財産権侵害の件数は、極めて少ないのが現状である。

#### X おわりに

以上、ブルネイの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるブルネイにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、ブルネイの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、英国法の流れを汲みながらイスラム法の影響を強く受けているブルネイの法制度は、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。

しかし、原油及び天然ガスという天然資源を産出するブルネイは、日本企業にとって極めて重要である。ブルネイの1人あたり国民総所得は約32,230ドルであり、東南アジア有数の高所得国となっている。近時は、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため、経済の多角化が図られているため、知的財産権に係る契約・取引が増加すると見込まれるほか、知的財産法に係るさまざまな法的問題も発生してくるであろう。

以上のことから、今後も、ブルネイの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15793』（経済産業調査会、2022年、原題は「世界の知的財産法 第48回 ブルネイ」）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。